### 豊洲市場における空気調査及び地下水質調査結果(概要)

### 1 調査の目的

豊洲市場では、専門家会議の助言に基づき、空気や地下水質を調査し、正確な情報発信を通じて、都民や事業者の理解と安心に繋げていくこととしており、空気調査及び地下水質調査を定期的に実施、公表しています。

### 2 調査の概要及び調査結果

### (1) 空気調査

ア 調査の概要(測定箇所は、資料1-1参照)

建物1階(5か所)、屋外(4か所)、地下ピット(10か所)の19か所で、ベンゼン、シアン、水銀を毎月測定

### イ 採取日

令和7年8月2日~3日

ウ 調査結果(過去1年分の結果は、資料1-2参照)

調査物質	基準値等	単位	建物1階	屋外	地下ピット
ベンゼン	0.003 (1年平均値)	$mg/m^3$	0.0009**~0.0010*	0.0009*~0.0010*	0.0005 <sup>**</sup> ~0.0009 <sup>**</sup>
シアン	0.003	$mg/m^3$	不検出	不検出	不検出
水銀	0.04 (1年平均値) μ g/m³		不検出	不検出	不検出~0.004 <sup>※</sup>

<sup>※</sup>測定箇所毎の令和6年9月~令和7年8月測定値の平均値。不検出の場合は定量下限値として算出。

### (2) 地下水質調査

ア 調査の概要(測定箇所は、資料2-1参照)

調査物質の濃度が高い箇所を中心に選定した濃度確認用観測井戸(29か所)、街区全体のバランスを考慮し選定した全体確認用観測井戸(17か所)の46か所で、ベンゼン、シアン、ヒ素を3か月ごとに測定

#### イ 採取日

令和7年8月3日~14日

ウ 調査結果(過去1年分の結果は、資料2-2参照)

調査物質	基準値	単位	濃度確認用観測井戸	全体確認用観測井戸
ベンゼン	0.01	mg/L	不検出~0.99	不検出~0.098
シアン	アン 検出されないこと (定量下限値:0.1mg/L未満)		不検出~1.0	不検出~0.6
ヒ素	0.01	mg/L	0.005~0.053	0.004~0.077

### 3 専門家の評価(資料3)

- ・豊洲市場の地下水は、箇所により濃度が異なっている一方、空気中のベンゼン 濃度は、建物1階、屋外、地下ピット内で同程度であり、地下水の濃度変動は 空気測定結果に影響を与えていないものと考えられる。
- ・豊洲市場の空気は、継続して大気環境基準等に適合しており、科学的な視点から安全は確保された状態にあると考えられる。

### 4 豊洲市場の安全・安心について

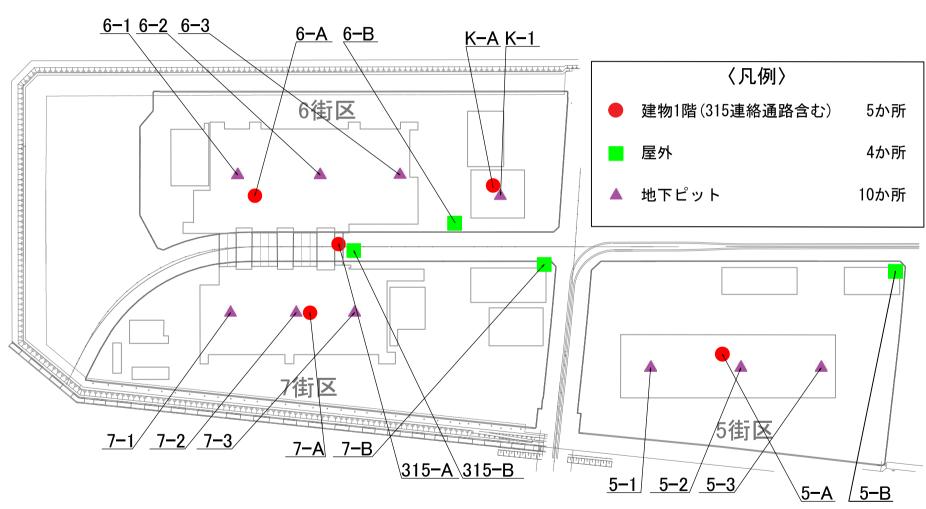
都は、平成29年7月に「無害化に代わる新たな方針」を定め、安全で安心な市場の実現に向け、専門的・科学的で妥当な対策を講じることで、地上の安全に万全を期すとともに、正確な情報発信を通じて、都民や事業者の理解と安心に繋げていくこととしています。

こうした方針に基づき、豊洲市場では様々な対策を講じており、平成30年 7月以降、豊洲市場の安全を確認するために毎月実施している空気調査の数値は、 すべて大気環境基準等に適合しています。

今後とも地下水管理システムによる地下水の揚水及び空気・地下水質調査を継続するとともに、これまでの調査によって蓄積した数値をもとに分析を行い、正確な情報をわかりやすく公表していくことで、豊洲市場を安全・安心な市場として運営していきます。

## 空気調査 測定箇所図





### 空気調査結果(測定値) (建物1階及び屋外)

(単位:mg/m, μg/m(水銀のみ))

	I												(単位:mg/r	n', μg/m'(z	水銀のみ)) <b> </b>
	基準値等							ı	測別	全値					
調査物質		測定筐	笛所	令和6年				令和7年							
				9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
				7~8目	5~6日	9~10日	7~8日	11~12日	1~2目	1~2目	12~13日	10~11日	7~8目	5~6目	2~3日
		5 <b>-A</b>	屋内 (1階)	0.0012	0.0005	0.0007	0.0008	0.0009	0.0009	0.0012	0.0007	0.0008	0.0015	0.0010	0.0011
		5 <b>–</b> B	屋外	0.0011	0.0006	0.0008	0.0008	0.0011	0.0009	0.0012	0.0007	0.0010	0.0018	0.0010	0.0008
		6 <b>-</b> A	屋内 (1階)	0.0011	0.0005	0.0007	0.0008	0.0009	0.0009	0.0013	0.0007	0.0011	0.0017	0.0010	0.0009
	0.003	6 <b>−</b> B	屋外	0.0010	0.0004	0.0007	0.0007	0.0009	0.0009	0.0012	0.0007	0.0010	0.0018	0.0010	0.0008
ベンゼン	mg/m <sup>2</sup> ( <b>※</b> 1)	K-A	屋内 (1階)	0.0010	0.0005	0.0006	0.0007	0.0009	0.0009	0.0012	0.0007	0.0009	0.0019	0.0010	0.0008
	(),(1)	7 <b>-</b> A	屋内 (1階)	0.0012	0.0005	0.0007	0.0008	0.0009	0.0010	0.0013	0.0007	0.0010	0.0017	0.0011	0.0010
		7 <del>-</del> B	屋外	0.0012	0.0004	0.0006	0.0007	0.0009	0.0009	0.0013	0.0007	0.0010	0.0022	0.0011	0.0009
		315–A	連絡 通路内	0.0012	0.0006	0.0007	0.0008	0.0008	0.0009	0.0013	0.0007	0.0010	0.0018	0.0012	0.0010
		315 <del>-</del> B	屋外	0.0011	0.0005	0.0006	0.0007	0.0009	0.0008	0.0012	0.0007	0.0010	0.0019	0.0010	0.0007
	0.003 mg/mi (※2)	5 <b>-</b> A	屋内 (1階)	不検出	不検出	不検出									
		5 <b>−</b> B	屋外	不検出	不検出	不検出									
		6 <b>-</b> A	屋内 (1階)	不検出	不検出	不検出									
		6 <b>−</b> B	屋外	不検出	不検出	不検出									
シアン		K-A	屋内 (1階)	不検出	不検出	不検出									
	(),(2)	7 <b>-</b> A	屋内 (1階)	不検出	不検出	不検出									
		7 <del>-</del> B	屋外	不検出	不検出	不検出									
		315 <del>-</del> A	連絡 通路内	不検出	不検出	不検出									
		315 <del>−</del> B	屋外	不検出	不検出	不検出									
		5 <b>-</b> A	屋内 (1階)	不検出	不検出	不検出									
		5 <b>-</b> B	屋外	不検出	不検出	不検出									
		6 <b>-</b> A	屋内 (1階)	不検出	不検出	不検出									
	0.04	6 <b>−</b> B	屋外	不検出	不検出	不検出									
水銀	μg/m <sup>3</sup> (※3)	K-A	屋内 (1階)	不検出	不検出	不検出									
		7 <b>-</b> A	屋内 (1階)	不検出	不検出	不検出									
		7 <b>–</b> B	屋外	不検出	不検出	不検出									
		315 <b>-</b> A	連絡 通路内	不検出	不検出	不検出									
		315 <del>-</del> B	屋外	不検出	不検出	不検出									

<sup>※1:</sup>ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について(平成9年2月4日 環境庁告示4号)(1年平均値が0.003mg/㎡以下であること)

<sup>※2:</sup> 米国環境保護庁の慢性的な吸引に関する参照濃度(RfC)

<sup>※3:</sup> 有害大気汚染物質に係る指針値(平成15年9月30日 環管総発030930004号)(1年平均値が0.04  $\mu$  g/㎡以下であること)

<sup>※:</sup> 測定値の「不検出」は定量下限値(ベンゼン: 0.0003mg/m $^{\circ}$ 、シアン: 0.002mg/m $^{\circ}$ 、水銀: 0.004  $\mu$  g/m $^{\circ}$ )未満

### 空気調査結果(測定値) (地下ピット)

(単位:mg/m³, μg/m³(水銀のみ))

								測別						
	** >** **	10.1 -t- t-t		令和	16年			令和7年						
調査物質	基準値等	測定箇所	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
			7~8日	5~6日	9~10日	7~8日	11~12日	1~2日	1~2日	12~13日	10~11日	7~8日	5~6日	2~3日
		5–1	0.0004	不検出	0.0006	0.0009	0.0008	0.0009	0.0014	0.0006	0.0010	0.0012	0.0005	0.0005
		5–2	0.0005	不検出	0.0006	0.0008	0.0008	0.0009	0.0013	0.0006	0.0008	0.0015	0.0007	0.0005
		5–3	0.0008	0.0004	0.0007	0.0008	0.0008	0.0009	0.0012	0.0006	0.0009	0.0015	0.0008	0.0007
		6-1	0.0004	不検出	不検出	0.0004	0.0007	0.0010	0.0014	0.0006	0.0010	0.0012	0.0004	0.0004
ベンゼン	0.003	6-2	0.0004	不検出	0.0005	0.0009	0.0008	0.0009	0.0014	0.0006	0.0008	0.0015	0.0006	0.0005
ハンセン	mg/ <b>m</b> ( <b>※</b> 1)	6–3	0.0009	0.0003	0.0006	0.0008	0.0008	0.0009	0.0012	0.0007	0.0008	0.0017	0.0009	0.0007
		K-1	0.0007	不検出	0.0005	0.0007	0.0008	0.0009	0.0011	0.0008	0.0009	0.0012	0.0005	0.0005
		7-1	0.0004	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005	0.0008	0.0005	0.0007	0.0013	0.0005	0.0005
		7–2	0.0005	不検出	0.0003	0.0003	0.0003	0.0005	0.0009	0.0006	0.0007	0.0013	0.0007	0.0005
		7–3	0.0005	不検出	0.0004	0.0005	0.0005	0.0008	0.0011	0.0006	0.0007	0.0012	0.0006	0.0005
	0.003 mg/m <sup>†</sup> ( <b>※</b> 2)	5-1	不検出											
		5–2	不検出											
		5–3	不検出											
		6-1	不検出											
シアン		6-2	不検出											
,,,		6-3	不検出											
		K-1	不検出											
		7–1	不検出											
		7–2	不検出											
		7–3	不検出											
		5-1	不検出											
		5–2	不検出	0.005	不検出									
		5–3	不検出											
		6-1	不検出											
水銀	0.04 μg/m³	6-2	不検出	0.004	不検出									
.,,,,,,	(※3)	6–3	不検出											
		K-1	不検出											
		7–1	不検出											
		7-2	不検出											
		7–3	不検出											

<sup>※1:</sup>ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について(平成9年2月4日 環境庁告示4号)(1年平均値が0.003mg/㎡以下であること)

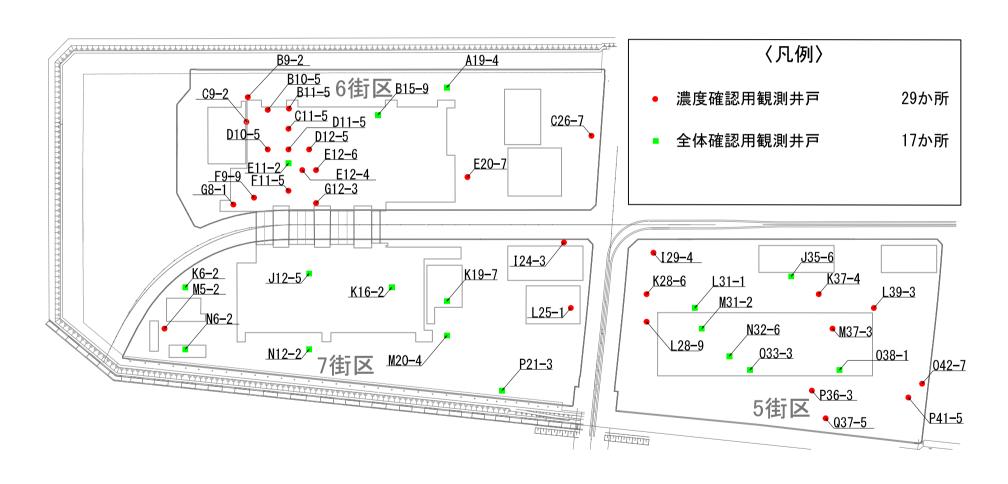
<sup>※2:</sup> 米国環境保護庁の慢性的な吸引に関する参照濃度(RfC)

<sup>※3:</sup> 有害大気汚染物質に係る指針値(平成15年9月30日 環管総発030930004号)(1年平均値が0.04 µ g/㎡以下であること)

<sup>※:</sup> 測定値の「不検出」は定量下限値(ベンゼン: 0.0003mg/m³、シアン: 0.002mg/m³、水銀: 0.004  $\mu$  g/m³) 未満

### 地下水質調査 測定箇所図





# 地下水質調査結果(測定値)

(単位:mg/L)

調査物質 基準値 街区 測定箇所 今和6年 令和7年   11月 2月 5月 4~14日 2~9日 8~18日   129-4 0.094 0.10 0.056   K28-6 0.051 0.055 0.048   K37-4 0.91 0.98 0.97	8月 3~14日 0.12
調査物質 基準値 街区 調査区分 測定箇所 11月 2月 5月   4~14日 2~9日 8~18日   I29-4 0.094 0.10 0.056   K28-6 0.051 0.055 0.048	3~14日
4~14日 2~9日 8~18日   129-4 0.094 0.10 0.056   K28-6 0.051 0.055 0.048	3~14日
I29-4 0.094 0.10 0.056   K28-6 0.051 0.055 0.048	
K28-6 0.051 0.055 0.048	0.12
K37-4   0.91   0.98   0.97	0.034
, , , , <del>, , , , , , , , , , , , , , , </del>	0.99
L28-9 0.001 0.001 不検出	0.001
濃度確認 モニタリング L39-3 0.090 0.091 0.089	0.085
M37–3 0.10 0.076 0.057	0.075
5街区 042-7 0.058 0.079 0.048	0.061
P36-3 0.001 0.004 不検出	0.002
Q37-5 0.016 0.017 0.015	0.026
J35-6 0.038 0.039 0.039	0.046
L31-1 0.005 0.005 0.005	0.004
全体確認 モニタリング N32-6 0.002 0.001 0.001	0.002
033-3 0.011 0.071 0.094	0.098
O38-1     0.019     0.020     0.018	0.019
B9-2 0.063 0.14 0.14	0.14
0.01 B10-5 0.15 0.14 0.14	0.14
ベンゼン mg/L B11-5 0.030 0.035 0.015	0.023
(※1) C9-2 不検出 不検出 不検出	不検出
C11-5 0.14 0.11 0.11	0.094
濃度確認 モニタリング D10-5 0.034 0.035 0.031	0.026
6街区 D11-5 0.28 0.29 0.30	0.27
D12-5 0.19 0.20 0.20	0.20
E20-7 0.26 0.18 0.13	0.30
F9-9 0.17 0.17 0.17	0.17
G8-1 0.063 0.098 0.076	0.10
全体確認 G12-3 0.097 0.093 0.099	0.087
モニタリング E11-2 0.037 0.039 0.035	0.038
I24-3 0.004 0.011 0.003	0.009
濃度確認 モニタリング L25-1 0.043 0.20 0.068	0.35
M5-2 0.002 0.005 0.004	0.003
7街区 K6-2 不検出 不検出 不検出	不検出
全体確認 モニタリング N12-2 0.002 0.002 0.001	0.001
P21-3 0.013 0.013 0.001	0.013

※1:地下水の水質汚濁に係る環境基準

※: 測定値の「不検出」は定量下限値(0.001mg/L)未満

# 地下水質調査結果(測定値)

(単位:mg/L)

	<u> </u>	Ī	ı	,				(単位:mg/L)
			調査区分			測瓦	全值 ————————————————————————————————————	
調査物質	基準値	街区		┃ ┃ 測定箇所	令和6年		令和7年	
WA 1/7 A				///CE///	11月	2月	5月	8月
					4~14日	2~9日	8~18日	3~14日
				M37 <b>−</b> 3	不検出	不検出	不検出	不検出
			1882 - 1- 7-4 - 7	O42-7	0.3	0.3	0.3	0.1
			濃度確認 モニタリング	P36-3	不検出	0.1	不検出	不検出
		5街区		P41-5	0.2	0.3	0.2	0.3
				Q37-5	不検出	不検出	不検出	不検出
			全体確認	J35-6	不検出	不検出	不検出	不検出
			モニタリング	O38-1	0.1	0.1	不検出	不検出
				B9-2	0.5	0.4	0.3	0.5
				B10-5	1.0	1.0	1.0	1.0
				B11-5	0.4	0.5	0.3	0.3
	検出され ないこと		濃度確認 モニタリング	C9-2	0.1	0.2	0.1	0.1
		6街区		C11-5	0.8	0.7	0.6	0.5
				C26-7	不検出	不検出	不検出	不検出
				D10-5	0.7	0.6	0.6	0.4
				D11-5	0.6	0.6	0.5	0.6
シアン				D12-5	1.0	1.1	1.0	1.0
	(※1)			E12-4	0.7	0.7	0.7	0.7
				E12-6	0.6	0.4	0.4	0.5
				F9 <b>-</b> 9	0.9	1.0	0.9	0.9
				F11 <b>-</b> 5	0.6	0.6	0.4	0.6
				G8-1	不検出	0.1	不検出	不検出
				G12-3	0.3	0.2	0.2	0.2
			全体確認	B15-9	0.4	0.6	0.6	0.6
			モニタリング	E11-2	0.5	0.6	0.4	0.6
				I24-3	不検出	不検出	不検出	不検出
			濃度確認 モニタリング	L25-1	0.1	不検出	0.1	不検出
				M5-2	不検出	不検出	不検出	不検出
		7街区		J12-5	0.1	0.1	0.1	0.1
			全体確認	K6-2	不検出	不検出	不検出	不検出
			モニタリング	N6-2	0.1	0.1	0.1	不検出
				N12-2	0.1	0.1	不検出	0.1

<sup>※1:</sup>地下水の水質汚濁に係る環境基準

<sup>※</sup>測定値の「不検出」は定量下限値(0.1mg/L)未満

# 地下水質調査結果(測定値)

(単位:mg/L)

		I				10.1 E	<u> </u>	(早位:IIIg/L)
			調査区分			测5		
調査物質	   基準値	街区		測定箇所	令和6年		令和7年	
神且物具	本午   本午 	田区	<b>神里区</b> 力	別是固加	11月	2月	5月	8月
					4~14日	2~9日	8~18日	3~14日
			^ /	M31-2	0.020	0.018	0.018	0.019
		5街区	全体確認 モニタリング	O33-3	0.003	0.009	0.009	0.009
			_ ,,,	O38-1	0.023	0.021	0.021	0.023
				B10-5	0.029	0.030	0.031	0.031
				D10-5	0.013	0.017	0.017	0.023
		6街区	濃度確認 モニタリング 全体確認	D11-5	0.023	0.021	0.021	0.022
	0.01 mg/L			D12-5	0.025	0.023	0.025	0.025
				G8-1	0.008	0.009	0.007	0.006
ヒ素				G12-3	0.044	0.048	0.052	0.053
L 兼	(※1)			A19-4	0.010	0.012	0.011	0.010
			モニタリング	E11-2	0.013	0.014	0.013	0.014
			濃度確認	M5-2	0.003	0.005	0.004	0.005
			モニタリング	K6-2	0.001	0.003	0.002	0.004
				K16-2	0.010	0.010	0.011	0.011
		7街区	A // ++==	K19-7	0.022	0.021	0.019	0.019
			│ 全体確認 │ モニタリング	M20-4	0.007	0.007	0.008	0.008
				N6-2	0.008	0.009	0.008	0.009
				P21-3	0.052	0.066	0.060	0.077

※1:地下水の水質汚濁に係る環境基準

※測定値の「不検出」は定量下限値(0.001mg/L)未満

## 測定箇所別調査物質一覧

4-5	-m + m //	1711 eta 64e -e		調査物質	
街区	調査区分	測定箇所 🗕	ベンゼン	シアン	 ヒ素
		I29-4	0	_	_
		K28-6	0	-	_
		K37-4	0	_	_
		L28-9	0	-	_
	濃度確認	L39-3	0	_	_
	モニタリング	M37-3	0	0	_
		O42-7	0	0	_
54t- <del>53</del>		P36-3	0	0	_
5街区		P41-5	_	0	_
		Q37-5	0	0	_
1		J35-6	0	0	_
		L31-1	0	-	-
	全体確認	M31-2	<del>-</del>	_	0
	モニタリング	N32-6	0	_	<del>-</del>
		O33-3	0	-	0
		O38-1	0	0	0
		B9-2	0	0	
		B10-5	0	Ö	0
		B11-5	0	Ö	<del>-</del>
		C9-2	0	0	-
		C11-5	0	0	-
		C26-7	<del>-</del>	Ō	-
		D10-5	0	0	0
	濃度確認	D11-5	0	0	0
	モニタリング	D12-5	0	0	0
6街区		E12-4	_	0	_
		E12-6	_	0	_
		E20-7	0	_	_
		F9-9	0	0	_
		F11-5	_	0	_
		G8-1	0	0	0
		G12-3	0	0	0
	A / L = £ = =	A19-4	_	_	0
	全体確認 モニタリング	B15-9	_	0	<del>-</del>
	モープリング	E11-2	0	0	0
	·#	I24-3	0	0	<del>-</del>
	濃度確認 モニタリング	L25-1	0	0	_
	モープリング	M5-2	0	0	0
		J12-5	_	0	_
		K6-2	0	0	0
7街区		K16-2	_	-	0
	全体確認	K19-7	_	-	0
	モニタリング	M20-4	_	-	0
		N6-2	_	0	0
		N12-2	0	0	<del>-</del>
		P21-3	0	_	0

### (参考)地下水の水質汚濁に係る環境基準値※1超過箇所数

		令和6年12月 公表	令和7年3月 公表	令和7年6月 公表	今回公表	(参考)第9回 地下水モニタリング結果
採	水時期	令和6年11月	令和7年2月	令和7年5月	令和7年8月	平成28年11~12月
超	過箇所数	35 / 46	38 / 46	36 / 46	35 / 46	40 / 46
	ベンゼン	24 / 33	25 / 33	23 / 33	24 / 33	24 / 33
	シアン	22 / 31	23 / 31	20 / 31	19 / 31	24 / 31
	ヒ素	10 / 18	11 / 18	12 / 18	11 / 18	13 / 18

令和7年10月2日

豊洲市場における地下水等管理に関する協議会

座長 岡山大学名誉教授 西垣 誠

委員 元富山大学大学院教授 丸茂 克美 委員 産業技術総合研究所副研究センター長 小野 恭子

空気測定結果及び地下水質測定結果(濃度確認・全体確認モニタリング結果)について

### 1. 対象

空 気:令和7年6月、7月、8月採取分

地下水質:令和7年8月採取分

### 2. 空気測定結果について

① ベンゼンの測定結果は、建物 1 階部分は 0.0008mg/㎡~0.0019mg/㎡、屋外は 0.0007mg/㎡~0.0022mg/㎡、地下ピット内は 0.0004mg/㎡~0.0017mg/㎡であった。

水銀の測定結果は、地下ピット内で不検出( $0.004\mu g/m^3$ 未満)~ $0.005\mu g/m^3$ 、その他の箇所については、不検出( $0.004\mu g/m^3$ 未満)であった。

シアンの測定結果は、全ての箇所で不検出(0.002mg/m³未満)であった。

- ② ベンゼンの大気環境基準(国が定めた人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準)は、長期間曝露することによる健康影響を考慮した「1年平均値が0.003mg/m³以下であること」であり、1回の測定で得られた測定値と1年平均値として定められている環境基準の数値(0.003mg/m³以下)とを比較することは不適当である。こうした考えのもと、不検出(0.0003mg/m³未満)を0.0003mg/m³に置き換えて計算した場合、建物1階については、昨年9月から本年8月までの1年間の平均値は、青果棟及び加工パッケージ棟で0.0009mg/m³、水産仲卸売場棟、水産卸売場棟及び補助315号線連絡通路内で0.0010mg/m³となっている。屋外については、6街区及び補助315号線連絡通路横で0.0009mg/m³、5街区及び7街区で0.0010mg/m³となっている。地下ピット内については、同じく1年平均値(測定箇所毎に算出した1年平均値のうち棟毎の最大値)は、水産卸売場棟で0.0006mg/m³、加工パッケージ棟で0.0007mg/m³、青果棟で0.0008mg/m³、水産仲卸売場棟で0.0009mg/m³となっている。このことから、いずれも大気環境基準に適合していることが確認できる。
- ③ 水銀の有害大気汚染物質に係る指針値(平成 15 年 9 月 30 日環管総発 030930004 号)は、「1年平均値が 0.04μg/m³以下であること」である。昨年 9 月から本年 8 月までの 1 年間の水銀の測定値は、指針値(0.04μg/m³)を下回っている。このため、1 年平均値を計算したとしても指針値を上回ることはない。従って、水銀の有害大気汚染物質に係る指針値に適合している。

### 3. 地下水質モニタリング調査結果

令和7年5月の調査結果(6月26日公表)と比べ、濃度が上昇傾向を示した地点や低下傾向を示した地点も存在しているが、全体的に見れば、大きく汚染状況が変化した傾向は確認できない。

#### 4. 評価

- ・豊洲市場の地下水は、箇所により濃度が異なっている一方、空気中のベンゼン濃度は、建物1階、屋外、地下ピット内で同程度であり、地下水の濃度変動は空気測定結果に影響を与えていないものと考えられる。
- ・豊洲市場の空気は、継続して大気環境基準等に適合しており、科学的な視点から安全は確保された状態にあると考えられる。